

別紙 1-1

サービス管理責任者の要件となる実務経験について

サービス管理責任者の要件となる実務経験とは、以下の①～③のいずれかを満たすものとする。

①AおよびBの期間が通算して5年以上であること

②Cの期間が通算して8年以上であること

③AからCまでの期間が通算して3年以上かつDの期間が通算して3年以上であること

研修受講にはこの年数を満たす必要がある

業務範囲	業務内容等		実務経験年数 (配置要件規定※2)	基礎研修および講義カリキュラム対象※3
A 相 談 支 援 業 務	身体上もしくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務		通 算 5 年 以 上	通 算 3 年 以 上
	ア	一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業		
	イ	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター		
	ウ	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設および更生施設、介護老人保健施設および介護医療院、地域包括支援センター		
	エ	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター		
	オ	特別支援学校		
	カ	病院、診療所 (ただし、社会福祉主事任用資格、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、Dに掲げる資格を有すもの、Aア～オに掲げる従事者の期間が1年以上のものに限る)		
	キ	その他これに準ずると都道府県知事が認めたもの		
B (資格あり 直接支援業務※1)	身体上もしくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴・排泄・食事その他の介護を行い、ならびにその者および介護者に対して介護に関する指導を行う業務または日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、ならびにその訓練等を行うものに対して訓練等に関する指導を行う業務、その他職業訓練または職業教育にかかる業務			
	ア	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院または診療所の病室（療養病床）		
	イ	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護事業		
	ウ	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所		
	エ	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所		
	オ	特別支援学校		
	カ	その他これに準ずると都道府県知事が認めたもの		
C (資格なし) 直接支援業務	Bのア～カに掲げるものであって、社会福祉主事任用資格者等でないもの		通 算 8 年 以 上	通 算 6 年 以 上
D 国家資格者	次の国家資格等による業務に 通算1年以上 従事している者によるA～C（相談支援・直接支援）の業務従事期間		通 算 3 年 以 上	通 算 1 年 以 上
	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士または精神保健福祉士、公認心理師			

※1 社会福祉主事任用資格者等とは(資格取得以前も含む)

社会福祉主事、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員

※2 1年以上の実務経験とは

業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であること

例) 5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であること

※3 基礎研修および講義カリキュラム対象とは

サービス管理責任者として指定を受けるために必要な実務年数(配置要件規定)から2年満たない年数以上の実務経験年数